

休憩裁判通信

JR東海労新幹線関西地本
休憩裁判プロジェクト発行
2025年7月12日
No. 6

原告準備書面（１）【シリーズ３】

今回は、原告準備書面（１）の中で実際、本件当日に原告浦谷さんが、下り列車９４２１Ａの乗務を終えてから労働外時間開始までの事実関係について、具体的に被告（会社管理者）とのやり取りを入れて、明らかにします。

以下、原告準備書面（１）より

- ３．「（２）」の「イ 原告が９４２１Ａの乗務を終えてから労働外時間開始までの事実関係について」（１２頁１３行目）について
（１）「イの（ア）（イ）（１２頁１５行目～１３頁１行目）について

ア ９４２１Ａは４３分の遅れで新大阪駅に２０時２８分に到着した。新大阪駅に到着するまで、原告ら３名の乗務員に対して被告の当直や指令から心身状態の確認や休憩時間をどこで与えるかなどの連絡はまったくなかった。

イ 新大阪駅到着後、勤務終了は到着時刻から２９分後であることから、本件当日の勤務終了時刻は２０時５７分となり、退出点呼開始はその５分前である２０時５２分からであった。

原告らクルー３人は、２０時５２分から受ける退出点呼の前に車掌携帯端末の返却、収入金の締切作業、乗務報告書と乗務員行路実績報告書の作成を行った。（この時点で原告は実績報告書（甲第３号証）記事欄末尾に「２０：５２～２１：５２休けい２１：５７退出」は記載していない。）

ウ 原告は、退出点呼の準備が完了したので、２０時５２分の退出点呼の開始まで少し時間があつたが、東京第一運輸所で休憩も与えられず朝から食事も摂れていないことを、竹馬当直助役に話し抗議した。ところが、当直助役は何の報告も聞いておらず驚いた様子であった。そこで原告は当直カウンター横に植松運転科長（以下、「植松科長」という。）がいたので抗議した。そのやり取りの要旨が以下である。

原告：今日、東京での折返しで休憩時間がなかった。飯も食べていない。こんな取扱いは問題ですよ。東京から報告は聞いていますか？

植松：何も聞いていないです。それは大変でした。お疲れでした。

原告：労基法違反ですよ。11時間も休憩がなく、食事もできなかった。

植松：いや、困ったな。浦谷さん、点呼終了後に休憩して帰ってください。

原告：はあ？どういうこと。仕事が終わってから休憩してどうなるの？

植松：いやいや、終わってからでいいんで休憩して帰って下さい。

原告：みんな疲れて帰ってきた。そんな対応おかしいでしょう。

植松：そんなこと言わずに残して下さい。とりあえず点呼を受けて下さい。

原告：そんなことできるわけないでしょう。おかしいですよ。

（２）「イの（ウ）（１３頁２行目～１９行目）について

退出点呼を受ける時刻となったので、原告は、植松科長との話をやめて、M運転士の退出点呼終了後、20時52分からO車掌長と退出点呼を受けた。

退出点呼終了後、原告は、ロッカー室にて私服に着替えて帰る準備をしていました。

次号は、原告浦谷さんが、着替えの最中に突然、植松科長と中川助役にロッカー室に押しかけられて無理やり休憩と称した「居残り」を強要された事象について展開します。